

特記仕様書

- 1 本工事の設計図書は、以下のとおり構成される。
 - (1) 特記仕様書
 - (2) 設計書及び図面
 - (3) 共通仕様書（長野県発行「土木工事共通仕様書」）

- 2 この工事の現場代理人は、工事に関係する以下の図書について熟知し、施工にあたっては記載の規定によるものとする。
 - (1) 『長野県土木工事共通仕様書』（長野県）
 - (2) 『長野県土木工事技術指針集』（長野県）
 - (3) 『土木工事現場必携』（長野県）
 - (4) 『長野県土木施工管理基準』（長野県）

- 3 図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。

なお、適用すべき基準として、土木工事共通仕様書第1編 第2章 第2節に定めがあるが、これに以下の図書を加える。

また、設計図書の記載とこれら図書の規定が異なる場合は、監督員と協議のこと。

 - (1) 本特記仕様書 2 に記載の図書
 - (2) 『設計基準（1）、（2）』（長野県）

- 4 図書及び基準については、最新のものを適用すること。

- 5 個別工種の施工条件について、別紙のとおり定める。

施工条件明示事項

工事名：令和6年度 市単公共下水道事業 汚水管布設替第1工区工事

箇所名：塩尻市大字広丘吉田

工事工期：契約日～令和6年10月31日

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

1 工事内容

- (1) 工事概要：金抜き設計書のとおり
- (2) 本工事箇所に関連する測量、設計委託及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

2 工期関係

工期は、雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して設計書に記載された間とする。
なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3 工程関係

本工事に際し、制約条件がある場合は別紙『工程関係』のとおりであるため、適切な工程を計画すること。

4 施工計画

- (1) 施工計画書は、設計図書、「長野県土木工事共通仕様書」、「現場説明事項・施工条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、速やかに作成し提出すること。
- (2) 変更契約後は、「変更施工計画書」を作成し提出すること。

5 用地関係

- (1) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。
- (2) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。
- (3) 請負者側で必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課、市町村、農業委員会等と調整をすること。
- (4) 発注者側で対応している用地がある場合は、別紙『用地関係』のとおり。

6 周辺環境保全関係

- (1) 建設機械は排出ガス対策型機械使用を原則とする。別紙『排出ガス対策型機械』のとおり。
- (2) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処置すること。
- (3) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

(4) 過積載防止関係

- ① 県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。
 - ② 取引メーカー業者から購入する各種材料（生コン・As・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
 - ③ 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。
 - ④ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。
 - ⑤ 工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - 四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける時、過積載を助長することのないようにすること。
 - 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 八 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (5) その他周辺環境保全が必要である場合は、別紙『周辺環境保全関係』のとおり
- (6) その他施工条件・・・周辺住居への騒音、振動、埃等には特に注意すること。

7 安全対策関係

- (1) 工事現場に置いては、共通仕様書1-1-40に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。
- (3) 本工事における交通誘導員は、下記のとおり配置を計上している。

施工実績に伴う増員変更は行わない。ただし協議において増工が妥当と判断した場合は除く。実績が設計を下回った場合は、実績数量にて変更を行う。

工種	配置場所	配置員数	施工時間	備考
—	—	—	—	

- (4) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。
 - ・仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
 - ・車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転燈等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- (5) その他必要な安全対策がある場合は、別紙『安全対策関係』のとおり
- (6) その他施工条件・・・近接している工事関係者と連絡を密にし、工程調整、安全管理に万全を期すこと。

8 仮設工事等関係

(1) 工事用道路関係

公道および私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原型復旧すること。

工事終了後、仮設道路は原則撤去するものとするが、存置する場合は別紙『工事用道路関係』による。

(2) 指定仮設物

仮設物名	設計条件	特記事項
—	—	—

(3) 仮設工は、撤去を原則とするが、仮設土留工、仮橋、足場等のうち、以下の部分は撤去しないものとする。

仮設物	内容	期間	条件等
—	—	年月～年月	—

(4) 請負者に起因する工期延長等にもなう、仮設材の損料又は賃料期間の設計変更は原則として行わない。

(5) 付帯工の範囲については、管理者との立ち会い協議により決定する。

(6) その他施工条件・・・

9 残土・廃棄物関係

(1) 本工事の施工において生じる産業廃棄物については運搬費・処分費を計上している。

なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。

(2) 建設発生土（不足土）

受入場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項
株矢島建材		2.0km	

(3) 特定建設資材（建設リサイクル法）

種別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
アスファルト・コンクリート塊		再利用	処理工場名	有限会社 上條丸田組 1.5km
			数量	数量計算書のとおり
			直接工事費	
セメント・コンクリート塊	無筋Co	再利用	処理工場名	有限会社 上條丸田組 1.5km
			数量	数量計算書のとおり
			直接工事費	
	鉄筋Co	再利用	処理工場名	有限会社 上條丸田組 1.5km
			数量	数量計算書のとおり
			直接工事費	
	二次製品	再利用	処理工場名	
			数量	
			直接工事費	
建設資材木材		再利用	処理工場名	
			数量	
			直接工事費	

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
		くず（抜根・伐採材）	再利用
数 量			
直接工事費			
汚 泥		処理工場名	
		数 量	
		直接工事費	
塩ビ管		処理工場名	株式会社 フロンティア・スピリットE・P・S
		数 量	数量計算書のとおり
		直接工事費	

建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記明示金額より低額の場合は設計変更対象とする。

(5) 建設副産物の運搬・処理について

ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。

イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。

ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。

エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト（A、B2、D、E表）の（写）及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。

オ 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

・記載事項

※該当するものを選択する

処理方法※	1再資源化	2破砕処理	3焼却処理	4埋立処分場	5その他
処分先 （業 者）	業者名		許可番号		
	住 所				
運 搬 委 託 先 （委託の場合）	業者名		許可番号		
	住 所				
そ の 他	資源化の方法など				

・添付書類

ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し

イ 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し

ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(6) 再生資源利用等計画書、実施書の提出

ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。

イ しゅん工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。

ウ 作成は、指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたFDを添付する。

エ 対象は、量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。

オ （参考）リサイクル法で定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書	次のような建設資材を搬入する建設工事	
	1 土砂	1,000m3 以上
	2 砕石	500t 以上
	3 加熱アスファルト混合物	200t 以上

再生資源利用促進計画書	次のような指定副産物を搬出する建設工事	
	1 土砂	1,000m ³ 以上
	2 コンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材	合計 200t 以上

一定規模:特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する工事で、
請負代金額が500万円以上のもの

特定建設資材:①コンクリート②コンクリート及び鉄から成る建設資材
③木材④アスファルト・コンクリート

- (7) 残土処理については、作業状況の写真に加え、処分量がわかる資料(1箇所であれば、幅・
長に分かる写真、数カ所であれば、一覧表を作り運搬業者からの伝票)を添付する

10 工事支障物関係

本工事区間において、支障物件の処置を行う場合は、別紙『工事支障物関係』による。

11 積算・イメージアップ関係

- ・イメージアップは原則計上しない。
- ・冬期補正を計上している。

12 品質及び技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録保存

土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。

(2) 工事カルテ作成、登録について

請負者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない(ただし、工事請負代金額500万円以上2500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする)。また、登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。

- ・受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
- ・施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。

(3) 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。

(4) コンクリート品質管理の取扱いについて

ア コンクリート担当技術者の配置

- ・請負者は、50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示する。
- ・同技術者は、現場代理人との兼務は不可である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。
- ・特に寒中コンクリート施工の場合、規定の品質が確保できるよう気象条件や、納入、打設、養生において十分配慮すること。

イ 責任分界点からの請負者が行う品質管理

請負者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち合うとともに、その記録

及び写真を竣工成果品として提出するものとする。なお、上記において立会の証としてコンクリート担当技術者が必ず写真に写っているものとする。(現場必携 現-6-1 施工管理基準P.3-7)

ウ 生コン納品書(伝票)の扱い

- ・生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。
- ・納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。
(現場必携 現-6-1)

- (5) アスファルト施工は気象条件を十分考慮し品質確保、外観に十分注意すること。
- (6) 技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他指定した構造物に関して、マイクロフィルム製作費(2本)、縮刷製本費(3部)が含まれているのでこれらを実施すること。
- (7) 工事に使用する材料の承認
工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。

13 各種調査・試験に対する協力

- (1) 「土木工事共通仕様書」1-1-15にもとづき、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等及び試験に対して、協力しなければならない。

ア 公共事業労務費調査

- ・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。また、工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

イ 諸経費動向調査

ウ 施工合理化調査(歩掛実態調査)

- ・施工合理化調査に該当となった工種については、発注者から指示があるとともに、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

14 その他

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
 - 一 建設業法(昭和24年 法律第100号)及び公共工事の入札契約の促進に関する法律(平成12年 法律第127号)に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
 - 二 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る)を配置すること。
 - 三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者または同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
 - 四 一、二、及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金制度について

- 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- 三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、建設業者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由および共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- 四 建設業者は三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合または請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- 六 建退共制度に加入せず、または共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、入札等において考慮することがある。
- 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) 常に意識を持ってコスト削減に取り組み、設計に反映できるように努める。

(6) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等の構造改善対策にも配慮する

(7) 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出する。

(8) 関係機関・自治体等との近接協議

関係機関	近接内容	条件等
—	—	—

(9) 生コンクリートをはじめとして、主要な材料は管内工場の価格により積算しているため、これらを管外から搬入する場合は、協議すること。

(10) 木材は、原則として県産材を使用すること。

施工計画提出時に、県産材の素材供給段階における産地証明書等により監督員の確認を受けるとともにしゅん工書類に産地証明書等を添付すること。

なお、県産材等の供給困難等の理由により使用できない場合には別途協議のこと。

(11) 下水道マンホール及び公共汚水樹が支障となる場合には、現地調査を行い、事前に監督員と協議すること。

別紙『工程関係』

工 程 関 係

- (1) 下記のとおり、本工事に近接して行われる工事があるため、請負者間相互の連絡・調整を密に行い施工すること。

発注者	工事名	工 期

- (2) 本工事において、下記のとおり関係機関及び地域住民との協議をするものとしている。

関係機関等	事 項	制約内容	時 期

別紙『排出ガス対策型機械』

排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付 建設省経機発第249号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行ない、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用する機種

機 種	備 考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタシャベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p>

施工特記一覧

項 目	内 容
施工区域の確認	現地にて、施工区域の立会い確認を実施し、監督員の承諾を得ること。
図根点及び国土調査境界杭・鈿	現況位置にすべて復旧すること。 撤去及び復元は、監督員の承諾を得て行うこと。
整備仕上げ高さ	工区境部及び民地前部分は、現況高さへのすり付けを基本とする。
出来形検査記録等	段階確認及び竣工検査時に提出する検査記録票へ記載する検測値は、必ず社内検査等を行った実測値を記入し誤差を算出すること。
現況舗装構成データ	現況の舗装厚・路盤厚等を撮影し提出すること。
近接工事との協議	本工事に近接して他に工事が発注・施工された場合、請負者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。
他埋設物関係	施工区域内に上下水道、雨水管渠、電気・通信管路などの埋設物があるため着手前に確認すること。 試掘が必要な場合は監督員と協議すること。
塩尻市浄化センターとの協議	着手前に塩尻市浄化センター管理者と施工時期及び施工計画について協議すること。
週休2日工事について	本工事は、週休2日工事になるため、希望する場合は、着手前に監督員に報告すること。 なお、別途書類の提出を指示する場合もある。

塩尻市公共下水道工事特記仕様書

本工事は、令和6年度 市単公共下水道事業 汚水管布設替第1工区工事である。請負人は、本市建設工事請負契約書にもとづき工事施行するとともに、あわせて本特記仕様書に従って、工事監督員の監督または指示を受けて工事を執行しなければならない。

第1章 総 則

- 1 本工事は塩尻市役所環境方針にもとづいて発注された工事である。請負人は環境に配慮した施工を心がけなければならない。
- 2 本工事は全て別紙添付の仕様書、図書ならびに長野県土木部土木工事仕様書、本特記仕様書にもとづいて施工しなければならない。ただし、本特記仕様書によりがたい場合は監督員と協議し、指示を受けなければならない。
- 3 本工事施工中、現場代理人は現場に常駐しなければならない。
- 4 本工事施工中、請負人は、監督員及び所轄監督庁の許可なくして、道路、水道、電話ケーブル、その他施設を損傷しあるいは障害になるような行為をしないことは無論、あらかじめ適当な保護工を行なうこと。もし損傷を与えた場合は、監督員の指示に従いすみやかに修理もしくは補償の責任をとらなければならない。
- 5 本工事施工中、公衆災害を生じさせることのないよう工事標識、夜間注意灯、バリケード等を十分設けるとともに、開削部は転落防止のための保護柵、ネット等の施設を設けること。仮に、事故が生じた際は、直ちに補償の責を負わなければならない。
- 6 本工事を施工するにあたり、隣接する家屋、壁、井戸等に影響する恐れのある場合、事前に所有者立会いのもと十分な調査を行なう者とする。
- 7 請負人は、工事中、関係地先または関係官公署との交渉を必要とする時、ならびに交渉を受けたときは、監督員に報告の上、指示を受けなければならない。
- 8 本工事施工中、現場作業員に事故を生じた場合には、その災害扶助一切について請負人の負担とする。
- 9 本工事は、本市の竣工検査合格時をもって工事完了とする。不合格の箇所は指示に従い、直ちに施工し直さなければならない。手直し終了後、すみやかに監督員の確認を受けるとともに工事写真を提出すること。なお、手直しに要する費用は全て請負人の負担とする。
- 10 請負人は工事請負代金500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報センター）に基づき、受注・変更・

完成・訂正時に工事实績情報として、「工事カルテル」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間内に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金500万円以上2500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)また、登録を行い発行された「工事カルテル領収書」の写しを監督員に提出する。提出期限は以下のとおりとする。

- ・受注登録時：契約締結後10日以内。
- ・完了時登録：竣工検査日まで。
- ・登録内容に変更があった場合：変更があった日から10日以内。

1.1 工事施工に際して次のものを提出すること。なお、別途監督員の指示があった場合はそれに従うこと。

(着工時)

- (1) 建設工事請負契約書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 現場代理人及び主任技術者等の通知
- (5) 塩尻市発注工事に伴う請負体制報告書
- (6) 施工計画書
- (7) 事前測量及び試験掘り結果報告書
- (8) 汚水柵高さ計算表及び位置図(別紙3)
- (9) 二次製品承認願(材料検査が必要なものは材料検査願を添付)

(中間)

- (1) 工事施工協議書
- (2) 80%出来型図

(変更時)

- (1) 建設工事変更請負契約書
- (2) 工事変更協議書
- (3) 変更工程表(工期変更、追加工種のある場合)
- (4) 変更工事施工計画書(追加工種のある場合)

(竣工時)

- (1) 竣工届

- (2) 工事記録写真
- (3) 工事記録
- (4) 検査記録（管底高管理記録、蛇行管理記録を含む）
- (5) 監督日誌
- (6) 100%出来型図（2部）

※ 汚水柵設置箇所については、上流人孔からの距離及び柵深を平面図に記入する。

- (7) 試験結果報告書
- (8) マニフェスト（A、B2、D、E票の写し）
- (9) 材料受払簿

※ 伝票類は原則として業者保管とする。

第 2 章 材 料

- 1 工事に使用するヒューム管、陶管、塩ビ管及びコンクリート製品類は、日本工業規格、日本下水道協会規格、または本市規格に合格し、承認を受けたものに限るものとする。
- 2 工事に使用する材料は、監督員が仕様書等に適合した材料であるかを検査し、監督員の承認を受け使用しなければならない。ただし、(社)日本下水道協会の認定工場制度による製品検査資材にあつては、監督員の確認を受け使用できるものとする。この場合、当該制度により同協会が行う製品検査をもって本条の検査とする。
- 3 支給材料は、次に掲げるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 支給材料は、市指定場所から請負人の負担で現場に運搬して責任を持って管理し、亡失または損傷したときは弁償しなければならない。
 - (2) 請負人は、支給材料の引渡しを受けたときは、人孔鉄蓋受領書を提出し、支給材料の使用にあたってはその使用状況を常に明らかにしておかなければならない。
 - (3) 支給材料の残余は、監督員に報告しその指示に従い指定の場所へ破損を生じないように運搬しなければならない。
- 4 工事に使用する材料は、その材質、形状が変形しないように保管しなければならない。
- 5 セメントは、JIS-R5211に適合した「高炉セメント」またはこれと同等以上の品質のものでなければならない。

第 3 章 工 事

- 1 工事に際しては、地下埋設物の試掘調査を十分に行なうとともに、当該埋設物管理者に立会いを求めてその位置を確認し埋設物に損傷を与えないように注意しなければならない。
- 2 工事着手前には起工測量を行い、監督員の承認を受けるものとする。また、汚水柵は設置位置を所有者に確認するとともに汚水柵深さの確認を行い、「汚水柵高さ計算表及び位置図」（別紙 3）を監督員に提出しなければならない。
- 3 埋設物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ当該埋設物管理者と施工中の立会い、保安上に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について協議し、これを厳守しなければならない。また、その内容について「埋設物その他地上構造物の保安計画」を提出する。
- 4 掘削は、設計書に記載された幅、深さを厳守するとともに、保安設備、土留、排水、覆工、その他必要な仮設を準備した後でなければ掘削に着手してはならない。また、現道舗装を破損しないように施工しなければならない。
- 5 掘削最下部は、過掘りとならないよう入念に行わなければならない。過掘した場合は、監督員に連絡し指示を受けるとともに砂または砕石で埋め戻さなければならない。
- 6 湧水が多く、土砂の流出、地盤のゆるみ等が予想される場合は、監督員と協議の上必要な止水工等を実施しなければならない。
- 7 施工中は、周囲の地盤のゆるみまたは沈下について常に注意し、特に近接構造物について危険のないよう十分注意し掘削を行なわなければならない。
- 8 土留工の設置にあたっては予掘後すみやかかつ安全に施工しなければならない。
- 9 たて込み、引き抜き作業中は運転手と作業員の連携を図るための合図を行なう者を置かななければならない。
- 10 土留の引き抜きは、一層毎に埋戻し、引き抜き、転厚を繰り返し、入念に施工しなければならない。
- 11 切り梁は、座屈のおそれがなく、かつゆるみが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
- 12 土留板と背面土に間隔が生じた場合は、周辺地盤に影響が生じないよう砂詰め等を行わなければならない。
- 13 たて込み作業は、打撃による施工をしてはならない。

- 1 4 土留を設置している間は、監視員を配置して常時点検を行い、土留用部材の変形及びその緊結部のゆるみ等の早期発見に努めなければならない。
- 1 5 工事用資材等の搬入にあたっては、計画的に行い現場内の整理整頓に努めること。
- 1 6 別添仕様書、図書に明記されている場合、または監督員から指示のあった場合は、地下に埋設する本管及び取付管については設置物件の名称、管理者、その他保安上必要な事項を明示して埋設すること。

明示の方法は埋設管にテープ（幅 3 c m以上）を貼付した上、管の上部 3 0 c mの位置に埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示した茶色のシート（幅 4 0 c m以上）を埋設するものとする。
- 1 7 埋戻し土は、埋戻しに適した含水比の良質発生土に限り使用することができる。良質土が得られない場合は、監督員と協議し、指示を受けなければならない。
- 1 8 管の保護に使用する砂は洗砂とし、良質で適当な粒度を持ち、ごみ、泥、有機不純物等の有害物を含んではならない。また、施工にあたっては、管の天端から 1 0 c mまで管に衝撃を与えないように注意しながら、人力により両側同時に埋戻し、水締め等を行って下端へ十分に砂がまわるようにしなければならない。締め固めは 1 層の厚さが 2 0 c mを超えない範囲で、1 層ごとに木蛸の類により十分に行なうこと。
- 1 9 前項の埋戻しが完了した後、人力または掘削機械等により管に影響を与えないように土砂を投入し、これを人力により敷き均し、1 層の厚さが 2 0 c mを超えない範囲で 1 層ごとにタンパ等を用いて十分に締め固めること。なお、機械による土砂の投入は、前項の埋戻し後から地表面までは、投入高を 5 0 c m以下とする。
- 2 0 埋戻しに際し、埋設物、構造物等がある場合は、管理者との協議にもとづく防護を施し、入念に締め固めを将来沈下しないようにすること。
- 2 1 人孔間の管布設は、直線で同一勾配とし、敷設完了後、管頂上 3 0 c mまで埋戻した後、人孔ごとに監督員の灯光試験を受けるものとする。
- 2 2 人孔のインバート工は次により施工しなければならない。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議し指示を受けなければならない。
 - (1) インバートの高さは流出管径の 1 / 2、幅は流出管径と同一とする。水切りは、1 0 %の勾配をつける。
 - (2) 流出管と流入管の段差が 1 0 c m以上ある場合は、インバートのすりつけは 1 0 c mとする。

- (3) 副管の流入管底と流出管底との段差は5 cmとする。
- 2.3 人孔の周囲の埋戻しは、管の基礎工までは碎石で埋戻しする。副管の場合は予掘りした箇所を碎石で埋戻し、管のたるみがでないようにする。
- 2.4 マンホール調整部の施工は「がたつき防止」、「雨水浸入防止」、「施工後の高さ調整機能の確保」のため、次により施工しなければならない。
- (1) 鉄蓋受枠と調整リングとの間は高流動性無収縮超早強モルタルを充填する。
- (2) 鉄蓋受枠の固定及び勾配調整はボルト、ナット及び受け枠を点支持する調整こまによって行うこと。
- 2.5 支管取付のための本管削孔は管体を傷めないように丹念に仕上る。
- 2.6 HP管の支管取付時には番線を巻いて取付けることを原則とし、アンカー使用の取付は認めない。また、メカロック支管も原則使用しないこととする。ただし、施工現場を考慮の上、これらでの施工が厳しい場合には下水道課と協議をすること。
- 2.7 管渠、人孔、汚水枿等からの浸入水は、完全に防止しなければならない。地下水位が特に高い場合は、監督員と協議し指示を受けなければならない。
- 2.8 最上流部にあたる取付管はマンホールへ接続する。この場合の流入角度は、本管に対して60°以内とする。これに伴いマンホールの位置を変更する場合は監督員と協議すること。
- 2.9 コンクリート工は、特に指定する場合のほかは土木学会コンクリート標準示方書に従い念入りに施工するものとする。
- 3.0 出来型管理基準は、次に定めるところによるものとする。
- (1) 管渠工（開削工）
- ・ 基準高(管底高) ±10 mm (但し、逆勾配は認めない)
(施工延長5 mにつき1箇所測定)
 - ・ 延長 -100 mm (50 m未満のスパン)
-0.2% (上限は-200 mm) (50 m以上のスパン)
 - ・ 蛇行 管内径の5%
(施工延長5 mにつき1箇所測定)
- ※ 検査記録は施工延長40 mにつき1箇所の割合で測定する。ただし、マンホール間で最低1箇所測定する。
- (2) マンホール
- ・ 天端高さ ±20 mm

- ・ 基準高(管底高) ± 1 0 mm
 - ・ マンホール深さ - 2 0 mm
- 3 1 工事の保証期間は、竣工検査後 2 4 ヶ月間とする。ただし、施工に著しい問題があるときはその限りではない。
- 3 2 埋戻し後の道路保安維持は、次に定めるところによるものとする。
- (1) 埋戻しの完了後は常時巡視し、不陸を生じた場合または土砂が飛散した場合は直ちに補修するものとする。
 - (2) 工事の施工に伴い請負人の責任による既設舗装の毀損影響部分については請負人の負担で補修しなければならない。
 - (3) 道路仮復旧後、請負人の負担に帰する原因で欠陥を生じた場合は、次に掲げる期間、請負人の負担で補修しなければならない。
 - ア 砂利道 竣工検査合格後 1 2 ヶ月
 - イ 舗装道 竣工検査合格後 2 4 ヶ月
 - (4) 請負人は、上記期間中道路管理者が補修を指示した場合には、直ちにこれに従わなければならない。
- 3 3 現道の交通処理を片側交互通行とする場合は、交通整理員を配置し施工する。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議し指示を受けなければならない。
- 3 4 現道の工事期間中は、歩行者用の通路を確保して施工しなければならない。また、各戸の入口についても同様とする。
- 3 5 残土は、特に運搬箇所を指定するもののほかは全て自由処分とする。発生土仮置場の借用、整地については、請負人の責任において行う。農地を資材置場・現場事務所等として利用する場合は塩尻市農業委員会へ届出を行うこと。「様式 1」「様式 2」
- 3 6 工事現場、仮置場及びそれらの周辺は、常に清掃及び整理整頓をしておかなければならない。
- 3 7 交通開放は、舗装の仮復旧及び路面表示の復旧を行った後でなければならない。仮復旧前に交通開放をする場合は、監督員と協議し指示を受けること。
- 3 8 工事完了後はすみやかに工事看板を撤去しなければならない。
- 3 9 出来高寸法は、別に定めるところにより記入しなければならない。
- 4 0 工事記録写真は、長野県土木部の写真管理基準によるほか、別に定めるところにより撮影し、説明を付して工程順に整理・編集し工事完了の際、写真帳として提出

しなければならぬ。

(別紙 1) 塩尻市下水道工事出来高寸法表示方法

1 マンホールにおける出来高寸法の表示について

- (1) マンホール番号は、マンホールの底部及び鉄蓋裏面に白色油性ペイントを用いて楷書で記入すること。文字の大きさは、底部は1文字 縦 12.0cm×横 8.5cm とし、鉄蓋裏面は1文字 縦 10.0cm×横 7.0cm とする。
- (2) マンホール深さは、マンホール調整リング部の流出側に白色油性ペイントを用いて少数第3位まで楷書で記入すること。文字の大きさは1文字 縦 4cm×横 3cm とする。
- (3) 施工年度は、マンホール鉄蓋裏面に白色油性ペイントを用いて楷書で略号を記入すること。文字の大きさは1文字 縦 10.0cm×横 7.0cm とする。繰越工事については発注年度を記入する。
- (4) マンホール中心点は、マンホール鉄蓋表面に白色油性ペイントを用いて中心点を点描する。

2 汚水柵における施工年度表示について

施工年度は、汚水柵保護鉄蓋裏面に白色油性ペイントを用いて楷書で略号を記入すること。文字の大きさは1文字 縦 8.0cm×横 5.5cm とする繰越工事については竣工年度を記入する。

3 舗装復旧工における出来高寸法の表示について

- (1) マンホール番号とマンホール間延長を記入する。
- (2) 舗装復旧工における出来高寸法の表示については、原則的に省略する。ただし、現場条件等により基準掘削幅以上に舗装復旧した場合は、基準掘削幅以上について出来高寸法の表示をすること。

(別紙 2) 公共下水道工事記録写真撮影箇所

1 現場の概況

工事の起点、終点ならびに監督職員の指示する箇所の着手前及び竣工後の状況を同一背景により撮影する。

2 管 渠

40mごとに次の部分について撮影する。(マンホール間で最低1箇所)

- (1) 床掘り 深さ・巾
- (2) 床均し 均し状況
- (3) 基礎 巾・厚さ
- (4) 製品布設 完了・ジョイント
- (5) コンクリート打設状況
- (6) 埋戻し 転圧状況・厚さ

3 人 孔

各人孔ごとに次の部分について撮影する。

- (1) 基礎 巾・厚さ
- (2) 築造 壁立ち上がり、高さ及び厚さ
- (3) インバート
- (4) 副管

4 汚水枡

各汚水枡ごとに次の部分について撮影する。

- (1) 着工前、竣工
- (2) 枡の基礎 巾・厚さ
- (3) 支管取付状況
- (4) 取付管布設状況
- (5) 砂巻き立て状況
- (6) 取付け防護状況 型枠・コンクリート打設状況

5 舗 装

- (1) 舗装 温度・厚さ・巾・転圧・コア
- (2) 路盤工 転圧・厚さ・巾・密度試験
- (3) 舗装切断

(4) 舗装版破碎・処理工

6 仮設

(1) 土留工 検寸・建て込み状況・引き抜き状況

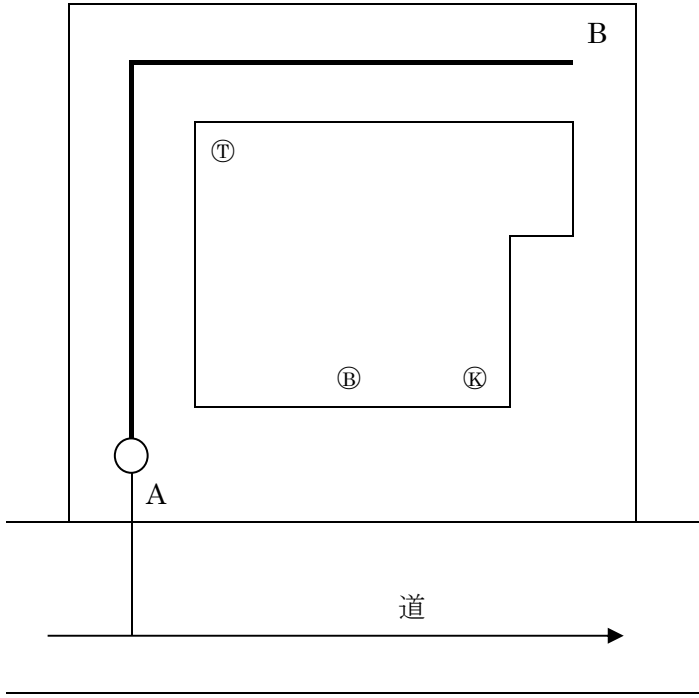
(2) 覆工板 布設状況

(3) 地下埋設物防護状況

7 残土捨て場の捨て前及び捨て後の状況

(別紙 3) 汚水柵高さ計算表及び位置図

No.

工事名	工区工事		
工事箇所			
設置箇所			
高さ計算表	汚水柵設置箇所地盤高 A m 最上流部地盤高 B m 標高差 (A-B) C m 距離 D m 管路による必要高 (D × 2/100) E m 最低必要高 (C+E+0.5+0.15) _____ m 設置汚水柵深 _____ m		
設置位置図			

(別紙 4) マンホール蓋交換（調整）

1 一般事項

- (1) マンホール蓋交換（調整）工について定めるものとする。
- (2) 受注者は、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。

2 マンホール蓋交換工

- (1) 受注者は、施工前に現場調査を行うものとし、設計図書に示す当該人力施工あるいは当該機械施工が不相当と思われる箇所は、監督員と協議しなければならない。
- (2) 受注者は舗装等路面縦横断方向の平坦性を満たすようにマンホール蓋交換（調整）据付高さを適切に計画するものとし、当該据付高さについて監督員に承諾を得なければならない。
- (3) マンホール蓋は蝶番金具が下流側となるように据え付けるものとする。
- (4) 受注者は、施工に当たり、マンホール内へ舗装殻等を落下させないように、必要な処置を講じるものとする。なお、舗装殻等を落下させた場合は速やかに除去するものとする。
- (5) 受注者は、既設蓋を撤去後、既設マンホールブロック等に付着したモルタル等を除去し清掃を行った上、高さ調整材料及びマンホール蓋の据え付けを行うものとする。ただし、施工箇所毎に係わる高さ調整材料の組み合わせ及び据付順について、施工計画書に明記し、監督員の確認を受けるものとする。

3 工事記録写真の撮影

- (1) 既設マンホール撤去状況
- (2) マンホール蓋設置状況
- (3) 調整ブロック、架台ブロック据付状況
- (4) 使用機械の設置状況（機械施工の場合）
- (5) 舗装切断、せん断状況（機械施工の場合）

全景の撮影（路面との平坦性が確認できるもの）

4 竣工図面

次にあげる情報を記載した竣工図を作成すること。

- (1) 該当工事における施工位置図及び本市管路システムのマンホール番号
- (2) 施工方法及び施工断面図（出来形寸法・数値含む）
- (3) 施工断面図に記載する情報は次の内容を含む
 - ・ マンホール架台設置の場合、その種別及び寸法
 - ・ 調整リング設置の場合、その種別及び寸法
 - ・ マンホール蓋の天端高（マンホール中心）